

広島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和四年六月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人信英会 介護医療院 デイジー港南	福山市新涯町二丁目5番8号	令和4年6月20日